

漢代豪族論への一視角

叔山 明

今日、戰國秦漢史研究は活況を呈している。その原因についてはもとより一概に斷ずることはできないが、なかでも一九七五年の暮れに出土した《睡虎地秦簡》の衝撃を特筆すべきことに、誰しも異存はあるまい。言うまでもなく《秦簡》は多くの新しい可能性を秘めた貴重な史料であり、その解釋・位置附けなどをめぐる論議が、現在の活況を創り出す大きな要因になったと言えよう。特に重視すべきは、それが中國古代法史研究にとって一つの定點となり得ることである。従來の秦漢國家構造論がこの法史的側面からのアプローチを缺いていただけに、《秦簡》の出土を機に今後、文獻史料をも含めた活潑な論議の展開されることが望まれる。

しかしながら、かかる新史料に研究が引摺られる形で進められるならば、それは何ら質的向上をもたらずまい。留意すべきは、當該時代の國家形態や社會構造をも視野に入れた問題設定が必要なことである。そうした意識を缺く法史研究では、歴史の展開を捉えられない平板な史料解釋に終始してしまふであらう。そしてその結果、

かつて克服されたはずの停滯論をもそこに忍び込ませることになると言っても過言ではないのである。

では、どのような問題設定をするべきであらうか。いくつかの方向が考えられるが、その一つとして私は、法の現實的な運営・適用に關する研究をあげたい。すなわち、現實社會に生起する様々な事件に對し公權力がいかに關與するか——また、しないか——、という言わば公權力と社會との接點を探ることであり、具體的には訴訟制度の、より廣くは官僚制の問題である。とりわけ當面の對象たる戰國秦漢期は、かかる公權的秩序の生成期であり、こうした研究のもつ意味は決して小さくないと言えよう。

しかしそれだけでは充分でない。周知の如く中國古代社會には、官僚制によって運営される公權的秩序と並行して、豪族・土豪といった在地有力者を擔い手とする種々の社會秩序が存在した。それは一面で公權的秩序を補充するが、また一面ではそれと對抗する、獨自の運動法則をもった自律的秩序である。従來の制度史的な秦漢法制史研究では、かかる在地の秩序に必ずしも充分な注意が拂われて來なかつた。なるほど、その檢出は實證的に容易なことではあるまい。だが、この問題を考慮すること無しには、秦漢史の深さも展開も、捉え難くなつてしまふように私には思えるのである。⁽¹⁾この點に最初に注意を喚起したのは増淵龍夫氏であつたが、⁽²⁾「土豪・豪族のもつ社會的規制力」に注目した氏の視點は、法史研究を進めるにあつても重要性を失わないと言えよう。

小論は、以上のような問題意識のもとに、在地の秩序の法史的檢討の準備作業として、その擔い手たる豪族と郷里とをめぐる主な學說を整理し、若干の展望を試みるものである。豪族とは在地に勢力

をもつ宗族の謂であるが、小論では宗族結合・分布状況を扱った研究は検討の外にある。その限りでは「在地有力者」とでも呼ぶべきであろうが、通りのよい「豪族」を敢えて用いた。また、郷里・鄉村・郷邑などの語は、基本的に論者の用法に従い統一しなかった。なお、漢代豪族論をめぐっては既に、東晉次氏や村上吉郎氏にそれぞれ特色をもった整理・展望があり、小論も多く示唆を受けたことを申し添えておきたい。

二

まずとりあげるべきは、宇都宮清吉氏の研究である。夙に漢六朝期の「経済的、社会的發展史に於ける意志者、實踐者としての豪族」に注目した氏の論考は、『漢代社會經濟史研究』、『中國古代中世史研究』に収録されている。いま兩著の中から氏の豪族論を要約するならば、ほぼ次の二點にまとめることができる。

第一は、豪族自體の内部構造に關して。すなわち豪族は、各々固有の財産と經營をもち、經營内には家内奴隸や下戸を包括し、さらに外延に賓客・客を附隨させた存在である。その個々の豪族單位の中核に置かれるものが、いわゆる「三族制豪族」であった。そして彼等は、相互に扶け合いつつ強い連帶で結ばれながら郷里に勢力を擴大していった、というのである。第二は、豪族と國家權力との關係について。これは宇都宮氏の漢代史理解の根幹にかかわる。まず氏は、漢代の郷里社會を家族的秩序の支配する「自律の世界」ととらえ、一方、ゲゼルシャフトリッヒな人的支配にもとづく國家秩序を「強權の世界」と呼ぶ。兩者は「本來的に矛盾的に對立する存在」であるため、皇帝權はそのままの形で郷里の中へ立入ること

ができず、そこに「三老」のような仲介者の必要性が生まれた、と言う。しかしながら、農業生産の不安定さから、やがて郷里の「民」に階層分化がおこり、豪族が他の弱體な人々を支配する新關係（これが「武斷於郷曲」である）が成立する。それは郷里の中に「皇帝支配」とは全く異質の支配體制が形成されることを意味した。その發展はそれゆえ當然に、帝國を危機に導くべきものである。要するに「まことに豪族こそは、古代帝國社會の内部に發展した、矛盾物そのものであった」という氏の基本認識が、ここに貫かれるわけである。そして、かかる矛盾物としての豪族を設定することによって、「古代帝國」の崩壊を「内在する矛盾の展開」として整合的に説明しようとするところに、そのユニークさがあった。

このように宇都宮氏の豪族研究は、家族論から經營論、國家論と多岐にわたるものであり、批判繼承するべき豊かな内容をもつ。また、漢帝國の崩壊に關する氏の提言は、なお有効性を失わないものと考ええる。しかしながら、右に述べた二つの視點の間には、もう一つ重要な中間項が脱落しているのではなからうか。すなわち、豪族と郷里社會との關係が——「郷曲に武斷す」という一般的な説明以上に——觸れられていないのである。來たるべき六朝社會を、郷里共同體が「自由」を喪失して門閥貴族の專有物と化した、と捉える氏の立場からすれば、そうした歴史の轉換點に起こったであろう豪族と郷里共同體との角逐が解明されなければならない。それ無くしては「古代帝國」の崩壊は解けても「中世世界」の成立は説明し得ないからである。

川勝義雄氏の六朝史研究は、まさにこの點から始まる。後漢末から三國への社會變動を扱った一連の論考において、氏は豪族と郷里

との關係を大略次のように把握する。

漢代の標準的な郷邑社會は、本來「自立小農民のかなりフラットな共同體關係」から成る「里共同體」とモデル化し得るものであった。ところが漢代を通じて農業生産力が發展した結果、この「里共同體」内部に階級分化が進行する。すなわち、富裕な豪族と貧民への分化、ならびに後者に對する前者の支配が擴大してゆくのである。財力と武力により露骨な「徳薄き」形で行なわれるこの支配を、氏は「豪族の領主化傾向」と呼ぶ。後漢末の郷邑社會の秩序は、かかる豪族の競合・對立によって引き裂かれていった。そして豪族のあるものは宮中の宦官勢力と結ぶことによつて「領主化傾向」を強めていったのである。だが、それは遂に武人領主制社會を形成することなく終つた。なぜなら、農業生産力の高まりは一方で郷邑の自營農民の自立を促す方向にも作用し、新たな共同體の再建を求める彼らの志向が、知識人から貧農、さらには清流豪族をも取り込んだ廣汎な「レジスタンス運動」として結實し「豪族の武人領主化をはばみ、それを知識人化する方向にねじまげるることによつて、文人的な貴族制社會を形成せしめた」からである。

このように川勝氏にあつては、豪族を古代帝國の矛盾物とみる宇都宮説を發展させ、豪族の競合・對立による郷邑秩序の分裂とそれに対する抵抗とが、六朝貴族制社會成立への社會的條件として位置づけられている。それによつて氏は、この時期の社會變動——氏のいう古代から中世への轉換——をダイナミックに描き出すことに成功したと言えよう。

しかしながら、漢代史の立場から見た場合——「里共同體」モデル、「農民の自立」などの當否は暫く措くとしても——、若干の不満

は残る。それは、六朝社會への移行論に重點が置かれたため、必然的に豪族のもつ郷邑秩序の破壊者としての側面が強調されてしまつたことである。川勝氏自身も述べているように、當時の豪族は「郷邑秩序の破壊者の性格と維持者の性格との矛盾を内包していた」。

だが、維持者の性格を體現する「清流豪族」とは果たして、濁流勢力と結んだ他の豪族との言わば路線闘争から、儒教イデオロギーを受容し實踐することによつてのみ、立ち現われるものなのであろうか。むしろそれ以前に、豪族とはもともと郷里の保護者としての性格をもつていたと想定することができないではないか。川勝氏が描き出した、時代の轉換期における豪族の役割は、今後の研究が避けて通れぬ重要性をもつ。だが、秦漢史の中で豪族問題を捉えるためには、もう一步踏み込んで、郷里社會との構造的關係を追究する必要があると思われるのである。

この點は後述することにして、次いで検討しておきたいのは、秦漢史——とりわけ國家構造論——研究の中で豪族はどう捉えられているか、ということである。引續きいくつかの論考をみてゆくように。

三

西嶋定生氏の著書「中國古代帝國の形成と構造——二十等爵制の研究」⁽¹⁴⁾は、その後の秦漢史研究に様々な影響を与えた。贅言するまでもなく、この論考の主題は皇帝の人民支配の正當性を民爵賜與の中に求めようとするものであるが、當然の論理的歸結として、豪族をはじめとする在地の勢力は、その實現を阻むものとして否定的な位置附けを與えられたのみであつた。ただし皇帝支配の理念の中

に、もとより中間層は介在し得ないからである。だが、こうした西嶋氏の構造論は、却って在地の豪族・土豪に對する注意を喚起することになった。なぜならば、爵制秩序の貫徹を一面で認めるとしても、反面で在地勢力が現實にもっている言わば非正當的支配の力も無視し得ぬ存在であり、彼等を構造的に位置附けることなくして秦漢國家論は完結しなかつたからである。

この點にまず注目したのが五井直弘氏であつた。「秦漢帝國における郡縣民支配と豪族」⁽¹⁵⁾と題する論文において氏は、「豪族を國家權力に對立し、あるいは並立するものとして捉える限り、豪族は歴史の外側に存在したことになる、國家・豪族・小農民三者の關係を一體として捉えることはできない」との認識に立ち、以下のような論旨を展開する。

氏族制度の崩壊により生まれた新たな集落（里）においては、ここに居住する豪族や郡縣吏が現實に強い勢力をもつていた。しかしながら、彼等の爵位は必ずしも一般里民より上とは限らず、そこに爵制秩序との矛盾が生じる。しかも漢代官僚の出自を詳細に検討すると、前漢中期を境に地方豪族もしくはその一族が郡縣の下級役人となり、ついで大官に昇進する事例の激増することが判明する。これは豪族の勢力が郷里において一層伸張することを意味し、賜爵體制にもとづく個別人身支配にとっては、早急に解決しなければならぬ根本問題であつた。その解決策として五井氏の注目したものが、宣帝以降しきりに行なわれた吏爵の賜與や賣官・賣爵である。それによつて豪族や下級役人は自らの爵位を上げることができる。すなわち、豪族や下級役人が現實に郷里に有する規制力を國家が公認するための方策として、それは位置附けられるのである。一方、大姓

豪族は郎官となることにより皇帝の家臣として身分を保證されたが、それは皇帝を中心とする國家構造内へ彼等をとり込むための措置であつたと評價される。かくして豪族は、國家構造の中に包括されることになったというのが氏の理解である。

このように五井氏の論考は、豪族・下級役人が郷里社會にもつ規制力を指摘するとともに、それを西嶋氏の明らかにした爵制秩序と矛盾なく接合させようとする試みであり、とりわけ『漢書』列傳の精密な調査による豪族の官僚化傾向の指摘は貴重な成果であらう。また、右の論點以外にも、父老の豪族化、爵五大夫が郷里社會にもつ權威など、傾聴に値する點は少なくない。

だが、豪族論としてはなお問題がある。なるほど制度のうえで豪族は國家構造内に矛盾なく包括されたかも知れない。しかしながら、それは彼等の規制力が國家に公認されたからであつて、裏を返せば豪族の郷里社會での地位がますます不動のものになったことを意味する。すなわち、現實において彼等が依然、公權力と相容れない世界を形成していた點、やはり矛盾は残るのである。なお、この五井氏の方向を承けて、農業經營の面から豪族を國家・小農民關係の中に矛盾なく包括しようとした研究に、多田狷介氏の「後漢豪族の農業經營―假作・傭作・奴隸労働」⁽¹⁶⁾がある。氏の論理は突きつめれば、豪族の大土地經營は假作・傭作の如く編戶制を崩さない形で小農民使役を主たる勞働力とするものであり、それゆゑ國家の小農民支配とは矛盾しない、ということになる。その結果氏は、豪族こそが古代帝國の體制を克服してゆくのだとする宇都宮氏の立場に異議をとなえるわけであるが、その場合でもやはり、豪族が郷里社會に有する現實の規制力等は考慮の外にあるため、國家・小農

民關係の理念を強調するだけの有効性に乏しい批判となっているように思われる。

こうした側面を積極的にとりあげたものが、増淵龍夫氏の「所謂東洋の専制主義と共同體」⁽¹⁶⁾と題する有名な論文であった。そこにおいて氏はまず、里の秩序が爵制によって他律的に規制されたとみる西嶋氏の爵制論を「動きのとれない構造論」と批判し、その方法論上の限界を指摘する。そして對する自らの方法として、國家權力を「内面からささえ、規定している、新たに再組織された自律的な（共同體的）秩序」を「秦漢帝國の歴史展開をささえる主體的要因として位置づけ解明する」という視野を提唱したのである。そのために注目されたものが「漢代の父老的土豪、また一般に豪族と呼ばれている大小さまざまな土着勢力の維持する秩序」であった。その具體例として氏は、碑陰の分析により郡縣の掾史が多く地方豪族の出身であることをつぎとめ、郷里の土着勢力が漢代郡縣統治の基盤となっていた點に注意を促す。これは前掲五井論文でも明らかにされた事がらであり、また濱口重國氏が別途論證した「漢の政治は地方の有力者との協力の形態を取らざるを得なかった」という主張の再確認である。だが、増淵氏の獨自性は次のところにある。すなわち、郡縣掾史の任用規準として郷里の自律的秩序から生み出される「輿論・郷論」のもつ重要性を剔出し、そこに集團の長と成員との間に結ばれる「約」に通ずる「固有な共同體的性格」を讀みとったことである。

氏のこうした理解は、戦後の中國古代史研究が共通の課題とした停滯論克服への探索が、ともかくも辿り着いた一つの到達點として評價することができよう。獨特の「共同體」概念——共通な課題の

共有によってささえられている力の組織——も、ともすればアジア的停滯論の根據とされがちだった「共同體」の語を、逆に歴史をおし進める主體として積極的に捉え直そうとする姿勢から生み出されたものであり、その限りで有効性をもつと私は考えている。豪族はまさにその「共同體」の指導者であるがゆえに、「郷邑の秩序は豪族によって維持されていた」⁽¹⁹⁾という、川勝氏とは正反對の見解もまた示されるわけである。このように豪族、およびそれが首導する在地の自律性を、秦漢史の展開をささえる主體的要因として位置づける増淵氏の提言は、きわめて重要なものである。そしてそれが、先述した豪族の社會的機能の再評價に對して、一つの有効な視座を提供するように私には思われる。だが、その點は後述するとして、研究の前進のためには氏の論考がもつ限界もまた指摘しておかなければならない。

第一に、増淵氏自身、かかる自律的秩序が國家權力を内面からささえると同時に、またそれと矛盾する契機を内包していることを認めながらも、論考では専ら前者の側面に光があてられている。その結果として、次の時代への發展が説明しにくくなっているのではあるまいか。後漢末三國期に時代の區分を置くにせよ置かぬにせよ、漢帝國を崩壊に導いた要因の一つとして豪族があることは明白であり、郷里のいわゆる自律的秩序も、そうした觀點から捉え直す必要があろう。第二に、右の論文では氏の言う自律的秩序の發動の方向が、國家秩序との接合點へ向かって——言わば上向きに——のみ捉えられていることである。しかしながら、在地の自律性は一方で郷里社會の内部へ向けても働くものであろう。例えば、南陽太守・召信臣の「均水約束」⁽²⁰⁾『漢書』卷八九や廬江太守・王景の「銘石刻誓」

『後漢書』列傳六六）などは、郡守によって定められたものとはいえず、いずれも里民の再生産活動にかかわる内容をもつ「約」として興味深い。⁽²⁰⁾むしろ「約」自体は様々な場に、言わば汎社會的に機能するものであるが、それが郷里社會においては一體どのような現われ方をするのかを探ることは、自律性の性格を知ることにもつながる。その際、右の二例は重要な手掛りを與えてくれるものと思う。いわゆる自律的秩序のあり方は、より在地（郷里）に根ざした形において、再度検討されるべきであろう。かつて奥崎裕司氏は「中國史における國家と宗教—戦後東洋史學の批判的繼承をめざして—」と題する論說の中で増淵論文にふれ、「土豪・豪族の維持する自律的秩序」とは言っても一般農民にとつては「他律的」秩序形成に過ぎないではないかと批判した。代つて奥崎氏の提示した農民一元論に私は決して従うことができないけれども、反面たしかに郷里の自律性は、「郷論」の如き昇華された形式でのみ存在するのではあるまいと考えるのである。

四

さて、このように諸説を通觀してみると、そこに自ずから一つの課題が浮かびあがってくるように思われる。それはすなわち、豪族と郷里——それは必ずしも行政村落としての「里」の範圍に限定されない——の自律的秩序との關わりを、より構造的かつ具體的に明らかにすることである。その場合ただちに想起されるものは、かの魯仲連・郭解の例であるが、これはむしろ彼等の個人的資質による調停事例であり、自律的秩序とは呼び難い。私たちが摸索するべきは、より普遍性をもった在地の秩序である。

そのためには何よりも、當該時代の郷里社會の構造、すなわち大土地所有者たる豪族と一般小經營農民との存在形態を踏まえておく必要がある。豪族とは抽象的な存在ではなく、郷里社會の中で一般小農民との有機的關連性を絶えず保持していたに相違ないからである。いわゆる在地の自律的秩序も、そうした社會關係を反映したものとなるであろう。そこで次には、渡邊信一郎氏の論考を通して、その關係を垣間見ておくことにしよう。

渡邊氏はまず、「漢六朝期の大地所有制研究をめぐって」と題する展望において、諸説の到達點を「豪族層を主體とする大地所有の展開が見られたこと。その所有地に關係した勞働の諸形態として、奴隸・小作・傭作が見られること。そして、これら大地所有下における諸勞働力の供給源として、その外部に小農民層が存在し、複雑な鄉村を形成していたこと」の三點に整理する。では、その「複雑な鄉村」の中核となる富豪層（豪族）の大地所有とは、いかに經營されていたのか。續く論考「漢六朝期における大地所有と經營」で氏が明らかにしたところは、おおむね次の通りである。⁽²¹⁾

「一圓的所有とその散在性との統一として存在していた」富豪層の土地は、大半が直營地として彼等自身の家父長制家族——とりわけ家内奴隸——によって耕作され、その他に外部の小經營から一時的に析出されてくる傭作の勞働力も用いられた。一方、直營地以外の所有地は外部の小經營によって小作（假作）されたが、かかる小經營は、富豪經營の外延に存在している點、相對的に自立してはいないものの、富豪經營を前提としてはじめて安定した經營をなし得る限りにおいて「非自立的」と呼ぶべきものであった、という。ついで氏は、技術構成と人的（組織的）構成の二側面から富豪經營の勞

働過程を検討し、それが中農層以上にしてはじめて可能となる經營であつたことを明らかにする。つまり「一般的な小經營は、それ自身で基本的技術構成を編成し得」ず、安定した經營體となるためには「富豪層の指導を通じてなされる共同經營」によらざるを得なかつた。かくして「自作小作を問はず當時の小經營農民は、富豪經營をその前提として、はじめて自立し安定した經營體となり得た」という一つの結論が、そこから導き出されるわけである。

この渡邊論文の直接的な問題關心は、かかる大土地所有制を「地主—佃戸制の一つの主要な原質」として把握することにあり、漢六朝期の郷里社會を總體的に捉えようとするものではない。にもかかわらずここにとり上げたのは、富豪層の大土地所有制と小農民經營とを有機的な結びつきのものと捉えた氏の研究が、當面の關心事である豪族と小農民との關係を考えるうえで、踏まえるべき基本認識を提供すると思われるからである。すなわち、富豪も小農民も國家の側からみれば等しく「編戸の民」として掌握された。だが現實の社會關係において小農民は——自作小作を問はず——富豪層の強い指導のもとに置かれていた。従つて、平常時においては生産指導を、また戦亂・災害さらには過度の勞働力徵發などによる危機に際してはその保護を、豪族層が小農民に對して行なうことは、むしろ當然であると言えよう。先述した如き自律的秩序がまず想定されるのは、かかる社會關係の中なのではないだろうか。そう私は推定するのである。

五

以上、きわめて不充分な形ではあるが、漢代豪族研究の一つの傾

向を整理し、併せて若干の私見を述べた。そこから私なりに得た認識をまとめるならば、次の二點にならう。

第一は、豪族の發展が六朝史への展開を解く重要な鍵であること。この點、宇都宮氏の最初の着眼を私は支持したい。先述した如く、多田氏は豪族のもつかかる側面に異議を呈したのであるが、それでは歴史のダイナミズムが捉え難いように思う。

第二は、豪族本來の性格として、郷里社會——とりわけ小經營農民の再生産——の保護者の側面を無視し得ぬこと。この點は「郷里の秩序は豪族によつて維持されていた」とする増淵氏の理解が當を得ているように思う。それは郷里の再生産構造の中に占める豪族の位置を考えた場合にも、やはり妥當であると思われるからである。それゆえ、いわゆる「清流豪族」の抵抗も、むしろこうした豪族の傳統的性格に根ざしたものとして把握することが可能であらう。

従つて、先の課題を再度敷衍して述べるならば、豪族の郷里維持者としての性格がどのような特殊漢代的な形態で現わされるか、また、それを六朝期への展開の中にどう位置づけることができるか、ということになる。もはや事がらは實證にかかわるゆえ、ここで詳論することはできない。だが、論を終えるにあたって、一つの研究方向として、ある石刻史料に注意を喚起しておくことを許された。

それは洪适の『隸釋』卷五に著録されている「酸棗令劉熊碑」である。碑陰に百八十人に及ぶ姓名が刻されている點、きわめて重要な史料であり、前掲の増淵論文において郡縣豪族の出自は豪姓にありとする際の一つの手掛りとされた。だが、そもそも碑陰の豪姓たちと縣令の劉熊とはどのような關係があるのだろうか。かかる疑問

のもとに碑面に目を轉ずると、そこに極めて注目すべき記事があることに氣づく。すなわち、劉熊の治績をたたえた碑文の文末近く、次のような一節が見えるのである。

〔缺二字〕正と爲し、卒を以て更と爲す。丞民の勞苦均しからざるを愍み念い、爲に正彈を作り、門更を造設す。富者は獨り逸樂せず、貧者は四時に順うを〔得〕。積和感暢、歲豐穰と爲り、賦稅煩わしからず。寔に我が劉父、吏民愛うこと慈父の若く、畏うこと神明の若し。

「正」とは正卒を、「更」とは更卒を謂う。それが編戸の民に課される勞役であつたことは言うまでもない。注目したいのは「爲作正彈、造設門更」の二句である。寧可氏は出土石刻を扱つた最近の論文の中で、ほぼ同内容をもつ〈都鄉正街彈碑〉（録釋卷一五）と併せてこの碑文に言及し、右の二句は「彈」なる組織を作り更役を平均化することを謂うものだ、と説いた。〈都鄉正街彈碑〉ではそのための具體的な措置として「臨時募願」つまり必要に應じて人を雇うこと、ならびに「單錢」つまり雇用のための飲錢、といった語が見えている。おそらく「彈（單）」とは南宋の義役に類した救済組織であり、碑陰に名を連ねる豪姓の中にその結成にかかわつた人々が含まれる可能性は、充分考えられるであらう。そうした意味においてこの「彈」は、小論が主張して來た在地の自律的秩序の一例として位置づけられるのではないだろうか。「展望」の範圍を逸脱するゆえ、これ以上の論及は別稿に譲るべきであらう。だが、前述の學說整理との関連で、次の四點だけは指摘しておかなければならない。第一は、それが豪族を構成員とした組織であること。「單錢」の負擔には然るべき資産を要するからである。第二は、それが里の

範圍をこえた連なりをもっていること。これは當時の豪族の存在形態と密接な関連があらう。第三は、かの『周禮』地官里宰の鄭注にいう「街彈之室」と關係があること。これは「彈」が何らかの形で直接生産過程に關與した可能性をうかがわせる。そして第四は、それが郷里社會の維持機能を果たす反面、公權力に對する抵抗の核ともなり得る組織であること。この四點である。

觸れることのできなかつた課題も多いが、ひとまず論を終えたい。小論の如く在地の自律性を強調する立場に對しては、國家と豪族との二元論に陥るものだとする批判が當然あり得るであらう。むろん、兩者は統一的に理解されなければならない。しかしながら、その場合、國家ないし公權的秩序を所與のものとして論議をすすめることは、努めて避けるべきだと思ふ。たとえ實證的に困難であらうとも、やはり視點はまず在地の社會關係の側に置くべきではあるまいか。けだし、國家は社會の中から生まれたものだからである。

註

單行本に再録された論考については、初掲誌名を省略した。

（1）豪族に關するものではないが、例えば「犯法者、三原、然後乃行刑」（『三國志』卷八・張魯傳）の如き宗教結社の規約などにも、充分配慮する必要がある。こうした集團の秩序の中に、郷里社會が本來もつていた「法」の一端を看取することが可能ではないかと、私は推測するからである。

（2）「中國古代社會史研究の問題狀況——學說史的展望——」（『中國古代の社會と國家——秦漢帝國成立過程の社會史的研究——』弘文堂、一九六〇年）。

- (3) 「漢代豪族研究のための二試論」(『名古屋大學東洋史研究報告』1、一九七二年)。
- (4) 「秦漢帝國と豪族に關する學說史整理」(『史叢』第二三號、一九七九年)。
- (5) 「岡崎文夫博士著『南北朝に於ける社會經濟制度』を読む」(『東洋史研究』第一卷第三號、一九三六年)。
- (6) 弘文堂、一九五五年。
- (7) 創文社、一九七七年。
- (8) 「漢代における家と豪族」一九三九年、「僮約研究」一九五三年、「劉秀と南陽」一九五四年(以上『漢代社會經濟史研究』所收)、「漢代の豪族」一九六一年、「漢代豪族論」一九六二年(以上『中國古代中世史研究』所收)、などに述べられる。
- (9) 「古代中世史把握のための一視角」一九七〇年(『中國古代中世史研究』所收)に要約されている。
- (10) 前掲「僮約研究」。
- (11) この點は註(3)前掲の東氏論文でも指摘されている。
- (12) 『六朝貴族制社會の研究』岩波書店、一九八二年、の第一部に收録された諸論考。
- (13) これは田疇の豪族共同體(『三國志』卷十一・田疇傳)をめぐる増淵氏との評價の違いにかかわる。すなわち、増淵氏がそれを戰國秦漢史の流れの中で捉える(戰國秦漢時代における集團の『約』について)註(2)前掲書所收)のに對し、川勝氏は「むしろ三國以後の、あるべき鄉村秩序の理想型」とみるのである(『漢末のレジスタンス運動』註(12)前掲書所收)。
- (14) 東京大學出版會、一九六一年。
- (15) 『靜岡大學人文學部人文論集』第一二號、一九六一年。
- (16) 『歷史學研究』第二八六號、一九六四年。
- (17) 「一橋論叢」第四七卷第三號、一九六二年。
- (18) 「漢唐の間の家人という言葉について」(『山梨大學學藝學部研究報告』第二一號、一九六〇年)。
- (19) 「後漢黨錮事件の史評について」(『一橋論叢』第四四卷第六號、一九六〇年)。
- (20) 註(13)前掲の増淵論文に言及されている。
- (21) 『歷史學研究』第三七八號、一九七一年。
- (22) 前者は『史記』卷八三・魯仲連列傳、後者は同卷一二四・游俠列傳。ともに民間における調停和解の例である。
- (23) 『東洋史研究』第三二卷第三號、一九七三年。
- (24) 『東洋史研究』第三三卷第一號・第二號、一九七四年。
- (25) 豪族のもつかる側面を重視する研究者に堀敏一氏がいる。氏の『均田制の研究』岩波書店、一九七五年、の第三章「北魏における均田制の成立」(とりわけ二二九頁以下)を参照。
- (26) 「關於漢侍廷里父老傳買田約束石券」(『文物』一九八二年第一二期)。なお、寧論文が直接の對象とする「買田約束石券」は、きわめて興味深い史料であり、いずれ別途考證してみたい。
- (27) この事を最初に指摘したのは、渡邊信一郎「古代中國における小農民經營の形成——古代國家形成論の前進のために——」(『歷史評論』第三四四號、一九七八年)である。